

**新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金**  
**(委託を受けて個人で仕事をする方向け) 支給要領**

**1 趣旨・目的**

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス感染症（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが報告された感染症（COVID-19。以下「新型コロナウイルス感染症」という。))の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保することを目的として、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」（以下「支援金」という。）を支給対象者に支給することができるものとする。

**2 支給対象者**

支援金の支給対象者は、次の(1)から(6)のいずれにも該当する保護者とする。

(1) 次の①又は②のいずれかに該当する者であること。

① 小学校等のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和4年4月1日文科科学省事務次官通知。以下「ガイドライン」という。）等に基づき、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に規定する臨時休業その他これに準ずる措置（以下「臨時休業」という。）を講じたものに就学し、又はこれを利用している子どもの世話をした者

② 小学校等に就学し、又はこれを利用している子どもであって、次のいずれかに該当することにより、小学校等を休む必要があるもの（※）の世話をした者

ア 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した子ども

イ 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれがある子ども（発熱等の風邪症状が見られる子ども又は新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者である子どもをいう。）

ウ 医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する「医療的ケア児」をいう。）又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある子ども、透析を受けている子ども、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている子どもをいう。）

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、又は出席しなくてもよいと認めた場合をいう。

(2) 上記(1)の①については臨時休業の前に、上記(1)の②については子どもの世話をを行う前に、次の①から③のいずれにも該当する契約を発注者と締結していること。

① 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われていること。

② 発注者が存在し、業務従事・業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、当該発注者から一定の指定を受けていること。

③ 報酬が時間を基礎として計算されるなど、業務遂行に要する時間や業務遂行の結果に個人差が少ないことを前提とした報酬形態となっていること。

(3) 上記(1)に該当する者が、上記(2)に基づく仕事をとりやめていること。

なお、上記(1)の①については、小学校等が臨時休業を講じた期間に係る仕事を当該子どもの世話をを行うためにとりやめた場合が支給対象となること。このため、夏休み、土曜日・日曜日・祝日など小学校等が元々休みの日に仕事をとりやめても、支援金の支給対象とはならないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により夏休み期間等が延長された場合、新たに夏休み等となった期間については支給対象となること。

上記(1)の②については、小学校等が元々休みの日であるか否かにかかわらず、当該子どもの世話をを行うために仕事をとりやめた日が支援金の支給対象となること。

(4) 雇用保険被保険者でないこと。

(5) 労働者を使用する事業主でないこと。

(6) 国家公務員又は地方公務員でないこと。

### 3 保護者

保護者は、次の(1)又は(2)に該当する子どもについて、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。）とする。

(1) 臨時休業を講じたものに就学し、又はこれを利用している子どもであること。

なお、臨時休業とは、次に掲げる措置をいう。

- ① 小学校等がガイドライン等に基づき、臨時休業や当該施設又は事業の利用の停止を行うこと
  - ② 地方公共団体、施設の設置者又は事業者から当該施設又は事業の利用を控えるよう依頼すること
  - ③ 特定の子どもについて、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めること（学校以外の場合については、特定の子どもが新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種を受けるため又は当該接種後の発熱等の症状のため欠席等している場合は、施設等の長の承認の有無にかかわらずこれに含まれるものであること。）
- (2) 小学校等に就学し、又はこれを利用している子どもであって、上記 2 (1) ②のいずれかに該当する子どもであること。

#### 4 小学校等

支援金において、「小学校等」とは以下に掲げる施設又は事業をいう。

- ・ 小学校
- ・ 義務教育学校（前期課程に限る。）
- ・ 各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）
- ・ 特別支援学校（全ての部）
- ・ 不登校の学齢児童の学習指導を主たる目的とする教育支援センター、不登校特例校、その他民間施設
- ・ 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項）
- ・ 放課後等デイサービスを行う事業（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項）
- ・ 幼稚園
- ・ 保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項まで）
- ・ 認可外保育施設（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出が行われた施設）
- ・ へき地保育所（へき地保育事業の実施について（平成 26 年 5 月 29 日 雇児発 0529 第 30 号））
- ・ 一時預かり事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項）
- ・ 病児保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項）
- ・ 延長保育事業（子ども・子育て支援法第 59 条第 2 号）
- ・ 子育て援助活動支援事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 14 項）
- ・ 子育て短期支援事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項）
- ・ 児童心理治療施設（通所の用に供する部分に限る。）（児童福祉法第 43 条の 2）

- ・児童自立支援施設（通所の用に供する部分に限る。）（児童福祉法第 44 条）
- ・児童発達支援を行う事業（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項）
- ・医療型児童発達支援を行う事業（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項）
- ・短期入所を行う事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項）
- ・日中一時支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 3 項）
- ・地域活動支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号）

ただし、障害のある子どもについては、以下に掲げる施設も含むものであること。

- ・中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年まで）
- ・専修学校（高等課程に限る。）
- ・各種学校（中学校又は高等学校の課程に類する課程を置くものに限る。）
- ・不登校の学齢生徒の学習指導を主たる目的とする教育支援センター、不登校特例校、その他民間施設

## 5 支給対象期間

支援金の支給対象期間は令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間とする。

## 6 支給対象日

支援金の支給対象日は、支給対象期間のうち、上記 2 の (3) の発注者との業務委託契約等に基づく仕事を取りやめた日とする。ただし、当該日の一部（時間）でも、発注者との業務委託契約等に基づく仕事を行った日は支給対象日から除くものとする。

## 7 支給額

支援金の支給額は、支給対象日数に次の (1) から (2) の支給対象期間に応じた日額を乗じて得た額とし、厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「局長」という。）は、予算の範囲内において支給することができる。

- (1) 令和 4 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までに仕事を取りやめた日については、日額 4,177 円（ただし、支給対象者が申請の対象期間にお

いて1日以上緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域（※）に住所を有する場合は6,000円）

(2) 令和4年12月1日から令和5年3月31日までに仕事を取りやめた日については、日額4,177円

なお、「申請の対象期間」とは、申請のあった仕事を取りやめた日の最初の日から最後の日までの間を言う。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項及び同項第2号に基づき政府対策本部長が公示した、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域（同条第3項に基づき当該区域を変更した場合は変更後の区域）。

## 8 支給申請

### (1) 支給申請期間

支援金の支給申請期間は、令和4年10月1日から同年11月30日までに仕事を取りやめた日については令和4年10月1日から令和5年1月31日まで、令和4年12月1日から令和5年3月31日までに仕事を取りやめた日については令和4年12月1日から令和5年5月31日までとし、いずれも申請期間内に下記(2)の①の受付センターに必着とする。

### (2) 申請方法

① 支援金の受給を希望する支給対象者は、支給申請期間内に別添様式第1号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給申請書」(以下「申請書」という。)に記載等の上、下記②の証拠書類を添付して、学校等休業助成金・支援金受付センター(以下「受付センター」という。)に郵送(特定記録等の申請者が差し出した記録を残すこと。)にて支給申請(以下支給申請を行った支給対象者を「申請者」という。)する。

② 支援金の受給を希望する支給対象者は、上記①の支給申請を行う場合は、申請書に次のアからオまでに該当する証拠書類を添付するものとする。

ア 保護者であることを証する書類

(ア) 子どもが同居する世帯全員が記載されている住民票記載事項証明書(発行日から3ヶ月以内。続柄の記載があるもの。マイナンバー不要。)の原本1通

(イ) 子どもとの同居を伴わない親族等が保護者である場合は、上記(ア)に加え、別添様式第2号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

保護者（別居）申立書」及び戸籍謄本等の子どもとの続柄が分かる公的機関が発行した書類の写し1通

イ 上記2の(1)に係る日等を証する書類

(ア) 臨時休業が講じられた日又は期間が分かる小学校等から保護者に通知された学校日より、小学校等のホームページや電子メール等（臨時休業の講じられた日又は期間が分かるもの。）の写し1通

(イ) 上記2の(1)②アからウまでのいずれかの子どもの世話をした場合は、小学校等が登校等しないことを認めたことが分かる書類の写し1通

ウ 発注者と締結した業務委託契約等を証する書類（次の(ア)から(ウ)までのいずれか）

(ア) 発注者と締結した上記2の(3)に係る業務委託契約書又は発注者・支給対象者双方の契約内容が分かる電子メール等（契約締結日、発注者名（会社名）、支給対象者名、業務内容、業務遂行（予定）場所、業務遂行（予定）日時、報酬の算出方法など報酬の支払が行われることが分かるもの。）の写し1通

(イ) 上記2の(3)に係る別添様式第3号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）業務委託契約等契約申立書」（以下「申立書」という。）の原本1通

(ウ) 過去2ヶ月間に同一の発注者と締結した業務委託契約書又は発注者・支援対象者双方の契約内容が分かる電子メール等（契約締結日、発注者名（会社名）、支給対象者名、業務内容、業務遂行場所、業務遂行日時及び報酬の算出方法など報酬の支払いが行われることが分かるもの。）の写し1通

エ 振込口座を確認する書類

申請者本人名義の通帳又はキャッシュカード（申請者氏名、銀行名（支店名）、口座番号が分かるもの。）の写し1通

ただし、既に本支援金を受給したことがある場合、支給決定を受けている内容に変更がない場合は提出を省略できる。

オ その他

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課（以下「両立課」という。）が必要と認める書類

## 9 申請書等受付

受付センターは、上記8の(2)により申請者から申請書及び証拠書類を受領した場合は、次の(1)から(4)までの手順により、申請書及び証拠書類の受付を行う。

- (1) 申請書の記入・署名等の漏れがないことを確認する。
- (2) 申請書の記載内容に応じて、所要の証拠書類が添付されていることを確認する。
- (3) 申請書の記載内容と証拠書類との突合・証拠書類等に基づく補正等を行い、申請書の記入漏れがないこと等の確認が終了した場合は、両立課が別に定める支給台帳を作成する。
- (4) 両立課が指定する場所に、支給台帳を電子メールにて送信するとともに、申請書及び証拠書類を郵送する。

なお、申請書の記入漏れ等が認められる場合は、審査が完了した翌日を起算日とし1か月以内を期限と定めて、別添様式第4号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給申請書等の返送について」を作成し、申請書及び証拠書類を添付の上、申請者に返送し補正を求める。指定された期限内に申請者が補正を行わない場合、再度一定の期間を定め、書面で補正を求めることができる。期限までに補正を行わない場合は、要件を満たさないものとみなし、当該支給申請に係る支援金は支給しない。

## 10 支援金の支給

### (1) 審査

局長は、上記9の(4)により受付センターから支給台帳、申請書及び証拠書類を受領した場合は、申請書及び証拠書類のほか、必要に応じて、発注者・小学校等又は申請者等から疎明や申請者に対して追加資料の提出を求め、上記2から7までの要件等に係る審査を行う。

### (2) 通知

局長は、上記(1)による審査の結果について、別添様式第5号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給（不支給）決定通知書」により、申請者宛て審査結果等を通知するとともに、支援金の支給に向けた手続きを速やかに行う。

なお、支援金の支給は、申請者が指定した銀行等への口座振込みにより行う。

## 11 不支給要件

支援金は、上記の規定にかかわらず、次の(1)から(4)までのいずれかに

該当する者に対しては支給しない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）
- (2) 破壊活動防止法の暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している者
- (3) 局長が審査に必要な事項についての確認を行う際に協力すること、支援金の不正受給が発覚した場合、支給を受けた支援金の返還等について、承諾していない者
- (4) 本支給要領に従うことについて、承諾していない者

## 12 支援金に係る不正受給又は過誤払いへの対応

### (1) 支援金の不正受給

支援金の不正受給とは、偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことが該当する。ただし、申請書に事実を反する記載があった場合であっても、当該記載誤りが故意によらないものと認められる場合は不正の行為には該当しない。）により本来受けることのできない支援金の支給を受け、又は受けようとするをいう。

### (2) 不正受給が疑われる場合の対応

① 局長は、提出された申請書について審査を行い不審な点がみられる場合等に不正受給に係る調査を開始する。調査に当たって必要となる申請者等関係者から関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等については、局長が委任した者において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。

なお、既に支給した支援金について調査を行う場合は、上記と同様の対応とする。

② 局長は、①の調査の結果、不正受給であることが判明した場合には、不正受給を行った申請者に対して、別添様式第6号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給決定取消及び返還通知書」（以下「返還通知書」という。）により、支給した支援金の全部又は一部を取り消し、③に定める額を返還させる旨の通知を行うものとする。また、不正受給を行った申請者に対しては、上記の手続きを行った上で、不正受給とした日又は支援金の支給を取り消した日以降は当該申請者に対して支援金を支給しないこととする旨を、あわせて返還通知書により通知する。

③ 不正受給を行った申請者は、不正受給により返還を求めた額に加え、

不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2割に相当する額の合計額を支払う義務を負う。

(3) 過誤払いがあった場合の対応

局長は、申請者に本来支給すべき支援金の額を超えて支援金の支給を行った場合は、当該申請者に対して、返還通知書により、当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額に係る支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

### 13 支給台帳への記入等

局長は、支給又は不支給の決定若しくは取り消しを行う毎に、支給台帳に所要事項を記入するとともに、申請書及び証拠書類を当該支給又は不支給の決定日の属する年度の終了後5年間保管する。

### 14 その他

- (1) 本要領は、令和3年9月30日から施行し、同年8月1日に遡及して、これを適用する。
- (2) 本要領の一部改正は、令和3年12月22日から施行する。
- (3) 本要領の一部改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年2月21日に遡及して、これを適用する。
- (4) 本要領の一部改正は、令和4年7月1日から施行する。
- (5) 本要領の一部改正は、令和4年10月1日から施行する。
- (6) 本要領の一部改正は、令和4年12月1日から施行する。
- (7) 本要領に定めのない事項については、両立課が別に定める。